

救急医療の提供体制等に関する実態調査の委託要領

1 委託契約名

救急医療の提供体制等に関する実態調査

2 目的

救急体制、在宅療養支援診療所、難病等の患者の医療について実態を調査し、今後の医療政策の資料とすることを目的とする。

3 委託内容

以下に掲げる事項に係る調査の実施、調査項目ごとに集計・分析した報告書の作成を行うものとする。

(1) 救急医療の提供体制の実態調査

夜間診療を行っている診療所の割合が高い地域と低い地域で、夜間休日における患者の時間帯別の受診行動の調査を行い、それぞれの地域での診療所、二次、三次医療機関で受診患者背景にどのような相違があるかについて調査を行う。夜間診療を実施している診療所の割合が高い地域として京都府、大阪府、愛知県、低い地域として岩手県、熊本県、山口県のそれぞれ3府県ずつ選び、高い地域は全診療所の1/3抽出、低い地域は悉皆で調査を行う。また、上記の府県において二次救急、三次救急医療を担当する医療機関を悉皆で調査する。

(2) 地域における在宅療養支援診療所の実態調査

在宅療養支援診療所の地域における在宅医療の提供体制に関する調査を行う。平成19年4月時点で社会保険事務局に在宅療養支援診療所を届けている全国の診療所を悉皆調査する。

(3) 難病患者の実態調査

重度の肢体不自由者、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者または神経難病等の患者が主に入院している医療機関の実態に関する調査を行う。平成19年4月時点で社会保険事務局に特殊疾患療養病棟又は障害者施設等入院基本料算定の届け出を行っている病院を悉皆調査する。

4 委託期間

契約締結日から平成20年3月31日までとする。

(ただし、平成19年6月28日からこの契約締結までの間に実施した事業で委託者が認める事業については、この契約により実施したものとみなす。)

5 納入物件

- ① 調査結果報告書(印字したもの及び電子媒体)各一式
- ② 回収した調査票
- ③ 入力データ(電子媒体)一式

6 納入場所

厚生労働省保険局医療課

7 その他

- (1) 本調査の実施により入手した情報は、本調査研究以外の目的に使用しないこと。
- (2) 本調査に係る委託契約期間終了後、保険局医療課に確認の上、速やかに入手した情報について消去又は廃棄すること。

別紙

- (3) 本委託要領に疑義がある場合は速やかに厚生労働省保険局医療課と打ち合わせる
こと。

以上